ホ　遡及適用等（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用又は同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用等の後の当期首残高を区分表示すること。

ヘ　外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）については、利益処分計算書又は損失処理計算書の作成をもって株主資本等変動計算書に代えるものとする。

４　附属明細表（様式A(4)）

①　有価証券明細表

イ　有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）について、その属性及び保有目的ごとに区分して記載すること。

ロ　銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が資本金の額の１％以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、資本金の額の１％を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。

ハ　記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

ニ　「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。

②　有形固定資産等明細表

イ　科目ごとに記載し、「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

ロ　当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

ハ　この様式によるほか、帳簿価額により記載することができる。この場合、有形固定資産以外の資産については減価償却累計額の記載を要しない。

③　社債明細表

イ　発行している社債（当期中に償還済みとなったものを含む。）について記載すること。

ロ　「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。

ハ　外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建てによる金額を付記すること。

ニ　当期末残高のうち１年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。

ホ　貸借対照日後５年以内における１年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

④　借入金等明細表

イ　短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。ロ及びニにおいて「その他の有利子負債」という。）について記載すること。

ロ　「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

ハ　「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

ニ　長期借入金及びその他の有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照日後５年以内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

⑤　引当金明細表

イ　当期首及び当期末貸借対照表に計上されている引当金（退職給付引当金を含む。）又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。

ロ　「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

ハ　「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

５　その他

事業年度が毎年４月から翌年３月までの期間（以下「事業期間」という。）とは異なる外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）が作成する事業報告書の記載において特に留意すべき事項は次のとおりである。

イ　貸借対照表、損益計算書及び附属明細表における損失準備金及び金融商品取引責任準備金並びにこれらの準備金の戻入れ及び繰入れの欄については、各事業期間において積立額を算出し、それぞれ積立てを行ったものとして記載するものとする。

ロ　貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金については、記載額が第一種金融商品取引業者の最低資本金の額に達するまでは㈠に掲げる利益の額から㈡に掲げる額を控除した額に10分の１を乗じた額の積立てを行ったものとして記載するものとする。

㈠　各事業期間における国内における営業所又は事務所の営業にかかる当期純利益の額

㈡　各事業期間における前期繰越損失の額

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十三号から第十五号まで及び第七項各号に掲げる事項については、受益者が特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項各号に掲げる信託に係るものである場合は、この限りでない。

第十九条第一項第八号中「この号」の下に「及び第七項」を加え、同項に次の三号を加える。

十三　計算期間における信託財産の状況の経過（信託財産の価額の主要な変動の要因を含む。）

十四　信託財産の価額の推移

十五　信託業務を営む金融機関が信託業務に関する外部監査を受けている場合において、計算期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

第十九条に次の一項を加える。

７　信託業務を営む金融機関は、対象財産に対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十一号）第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。以下この項及び第三十一条の二十二第三項において同じ。）が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る法第二条の二において準用する金融商品取引法第二十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）若しくは第二十一条の二十一第一項第三号ロに規定する契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

一　当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項